イメージデータで提出可能な添付書類

（法人税確定申告等）

イメージデータ（PDF 形式）による提出が可能な主な添付書類（例示）は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和７年４月１日以後終了事業年度等分（令和７年４月１日現在の法令に基づくもの）に対応しています。

○　添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項　○

- 「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データ（XML 形式、XBRL 形式又は CSV 形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
  なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「利用可能手続（法人税確定申告等）」でご確認ください。

- 法令により『登記事項証明書（不動産及び商業・法人）』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は、国税庁ホームページ「国税関係手続における添付書類の省略に向けた取組について」のページをご覧ください。

Ⅰ　法令上提出する必要がある書類

主な項目	添付書類の名称
e-Tax に提出ができない別表	e-Tax に提出ができない別表等（リリース前の別表等）は、イメージデータでの提出が可能です。 「リリース前の別表等」に該当するかどうかは、「リリース前の別表について」からご確認ください。
確定申告書の添付書類 （法人税法第 74 条、第 144 条の６）	①　出資関係図 ②　組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写し
資産の評価益の益金不算入等 （法人税法第 25 条）	内国法人について再生計画認可の決定があった旨を証する書類　など
資産の評価損の損金不算入等 （法人税法第 33 条）	内国法人について再生計画認可の決定があった旨を証する書類　など

主な項目	添付書類の名称
寄附金の損金不算入 （法人税法第 37 条）	法第 37 条第６項に定める要件を満たす公益信託であることにつき特定公益信託に係る主務大臣の証明に係る書類の写し
譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例 （法人税法第 54 条）	特定譲渡制限付株式の１株当たりの交付の時等の価額の算定に関する明細
新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等 （法人税法第 54 条の２）	特定新株予約権の１個当たりの交付の時等の価額の算定に関する明細
会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入 （法人税法第 59 条）	更生手続開始の決定があったことを証する書類　など
外国税額の控除 （法人税法第 69 条） （法人税法施行令第 141 条の８）	その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算に関する明細
税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等 （法人税法第 69 条第 27 項）	法規則第 30 条第１項第２号から第５号までに掲げる書類 例）過去適用事業年度の別表六(二)～別表六(二)付表五、別表六(三)～別表六(三)付表三、別表十八(一)　など
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 （租税特別措置法第 42 条の４）	措置法規則第 20 条第 24 項から第 28 項までに掲げる書類 例）試験研究機関等の長若しくは行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長の認定に係る書類の写し」など
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 （租税特別措置法第 42 条の６）	国土交通大臣の船舶に用いられた指定装置等の内容等の事項の届出があった旨を証する書類の写し
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 （租税特別措置法第 42 条の 12）	法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写し　など
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 （租税特別措置法第 42 条の 12 の４）	①　経営力向上計画の認定に係る認定申請書の写し ②　①の認定申請書に係る認定書の写し ③　中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第４項の規定により経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 （租税特別措置法第 42 条の 12 の５）	法人がインターネットを利用する方法により給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項を公表していることについて届出があった旨を経済産業大臣が証する書類の写し

主な項目	添付書類の名称
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 （令和７年改正前租税特別措置法第 42 条の 12 の６）	特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る事業を所管する大臣の特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入に関する法律第 28 条の確認をしたことを証する書類の写し
事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 （令和７年改正前租税特別措置法第 42 条の 12 の７第１項から第６項まで）	① システム仕様書その他の書類 ② 適用に係る情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産が記載された産業競争力強化法施行規則第11条の２第１項に規定する認定申請書の写し ③ ②の認定申請書等に係る産業競争力強化法施行令第11条の３第１項の認定書の写し ④ ②の認定申請書等に係る産業競争力強化法第 21 条の 23 第２項に規定する認定事業適応計画に従って実施される同法第 21 条の 20 第２項第１号に規定する情報技術事業適応に係る同令第 11 条の 19 第３項の確認書の写し ⑤ 適用に係る生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し ⑥ ⑤の認定申請書等に係る認定書等の写し
事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 （令和７年改正前租税特別措置法第 42 条の 12 の７第７項又は第 10 項）	① 産業競争力強化法施行規則第 11 条の 20 第１項に規定する確認申請書の写し ② 産業競争力強化法施行規則第 11 条の 20 第３項の確認書の写し
生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 （租税特別措置法第 42 条の 12 の６第１項又は第２項）	① 生産工程効率化等設備が記載された産業競争力強化法施行規則第 11 条の２第１項に規定する認定申請書の写し ② ①の認定申請書等に係る産業競争力強化法施行令第11条の３第１項の認定書の写し
生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 （租税特別措置法第 42 条の 12 の６第３項又は第７項）	① 産業競争力強化法施行規則第 11 条の 20 第１項に規定する確認申請書の写し ② 産業競争力強化法施行規則第 11 条の 20 第３項の確認書の写し
特定船舶の特別償却 （租税特別措置法第 43 条）	国土交通大臣から交付された確認証の写し（特定船舶が令和５年７月１日以後に取得等をする特定外航船舶である場合）
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却 （租税特別措置法第 44 条の４）	① 申請書に添付された基盤確立事業実施計画の写し ② 認定通知書の写し
特定地域における工業用機械等の特別償却 （租税特別措置法第 45 条）	産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、産業投資促進計画を定め又は作成した市町村の長が確認した旨を証する書類　など
医療用機器等の特別償却 （租税特別措置法第 45 条の２）	医師等勤務時間短縮計画の写し　など

主な項目	添付書類の名称
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 （令和６年改正前租税特別措置法第 46 条）	①　事業再編計画の認定に係る申請書の写し ②　事業再編計画の認定に係る認定書の写し
輸出事業用資産の割増償却 （租税特別措置法第 46 条）	輸出事業用資産に係る農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第８条第１項の証明書の写し
特定都市再生建築物の割増償却 （租税特別措置法第 47 条）	①　確認済証の写し ②　検査済証の写し ③　国土交通大臣の都市再生事業により整備される耐火建築物で、認定事業者等に該当する法人が取得するものであることを証する書類
倉庫用建物等の割増償却 （租税特別措置法第 48 条）	①　国土交通大臣又は地方運輸局長の倉庫用建物等が一定の要件を満たす特定流通業務施設に該当するものであることを証する書類 ②　国土交通大臣又は地方運輸局長の倉庫用の建物（その付属設備を含む。）及び構築物が区域内にあること並びに倉庫用建物等に該当するものであることを証する書類
海外投資等損失準備金 （租税特別措置法第 55 条）	①　資源開発事業法人に対する投融資等の金額の明細を明らかにする書類 ②　経済産業大臣の認定に係る認定書の写し
中小企業事業再編投資損失準備金 （租税特別措置法第 56 条第１項の表第１号）	①　中小企業等経営強化法第 17 条第１項の認定に係る経営力向上に関する命令第２条第１項の申請書の写し ②　経営力向上に関する命令第５条第２項の確認書の写し
中小企業事業再編投資損失準備金 （租税特別措置法第 56 条第１項の表第２号）	①　産業競争力強化法第 24 条の２第１項の認定に係る産業競争力強化法施行規則第 18 条第１項の認定書の写し ②　産業競争力強化法施行規則第 21 条の２第２項及び第 41 条の２第３項の確認書の写し
農業経営基盤強化準備金 （租税特別措置法第 61 条の２）	農林水産大臣の認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額である旨を証する書類又はその写し
農用地等を取得した場合の課税の特例 （租税特別措置法第 61 条の３）	①　農林水産大臣の交付金等のうち農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類又はその写し ②　農林水産大臣の認定計画の定めるところにより取得又は製作若しくは建設をした農用地等である旨を証する書類又はその写し
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除 （租税特別措置法第 65 条の５）	①　市町村長の当該土地等の譲渡につき当該勧告をしたことを証する書類又は当該勧告に係る通知書の写し ②　農業委員会の当該土地等の譲渡につき当該あっせんを行ったことを証する書類　など

主な項目	添付書類の名称
特定の資産の買換えの場合の課税の特例 （租税特別措置法第 65 条の７）	市町村長等が発行する特定の地域内に所在する資産である旨を証する書類　など
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 （租税特別措置法第 65 条の 10）	①　登記事項証明書 ②　交換分合計画の写し　など
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例 （租税特別措置法第 66 条）	①　登記事項証明書 ②　交換の契約書の写し　など
内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例 （租税特別措置法第 66 条の６）	措置法規則第 22 条の 11 第 48 項に掲げる書類 例）添付対象外国関係会社の貸借対照表及び損益計算書　など
特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例 （租税特別措置法第 66 条の９の２）	措置法規則第 22 条の 11 の３第 14 項に掲げる書類 例）添付対象外国関係法人の貸借対照表及び損益計算書
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式を取得した場合の課税の特例 （租税特別措置法第 66 条の 13）	特定株式に係る経済産業大臣の証明に係る書類
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例 （租税特別措置法第 67 条の３）	免税対象飼育牛の売却が措置法第 67 条の３第１項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類
転廃業助成金等に係る課税の特例 （租税特別措置法第 67 条の４）	転廃業助成金等の交付をした者の当該交付に関する通知書その他これに準ずる書類又はその写し　など
特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 17 条の２）	認定地方公共団体の建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が一定の要件を満たすものである旨を証する書類
特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等 （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 17 条の５）	開発研究用資産の明細　など
新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等 （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 18 条）	開発研究用資産の明細　など

主な項目	添付書類の名称
被災者向け優良賃貸住宅の割増償却 （令和３年改正前東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 18 条の２）	その賃貸が要件を満たすことを明らかにする書類　など
被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等 （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 18 条の９）	①　国土交通大臣の当該被災市街地復興土地区画整理事業が減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業となることが確実であると認められる旨を証する書類 ②　土地等の買取りをする者の当該土地等を買い取った旨を証する書類　など
帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等 （令和７年改正前東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 18 条の 10）	①　市町村長の区域内にある土地等である旨を証する書類及びその土地等の買取りをする者が帰還・移住等環境整備推進法人である旨を証する書類 ②　帰還・移住等環境整備推進法人のその土地等を帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

Ⅱ　申告内容を説明するための書類（基本通達）

添付が必要な場合	添付書類の名称
原価差額の調整を行わない場合 （法人税基本通達５−３−３）	原価差額が少額（総製造費用のおおむね１%相当額以内の金額）である場合において、その計算を明らかにした明細書
補修用部品在庫調整勘定への繰入れを行う場合 （法人税基本通達９−１−６の４）	補修用部品在庫調整勘定の繰入額に関する明細を記載した書類
単行本在庫調整勘定への繰入れを行う場合 （法人税基本通達９−１−６の 10）	単行本在庫調整勘定への繰入額に関する明細を記載した書類
返品債権特別勘定への繰入れを行う場合 （法人税基本通達９−６−７）	返品債権特別勘定への繰入額に関する明細を記載した書類
金品引換費用を未払金に計上する場合 （法人税基本通達９−７−５）	未払金の額の計算の基礎及び金品引換券の引換条件に関する事項を記載した明細書

Ⅲ　申告内容を説明するための書類（その他）

主な項目	添付書類の名称
減価償却に関する明細書等(別表 16 関係)の添付書類	固定資産台帳の写し　など
税効果会計を適用している法人が租税特別措置法上の諸準備金等を剰余金の処分により積み立てた場合における損金算入額 （法人税法第 42 条等） （租税特別措置法第 52 条の３、第 55 条等）	積立金方式による諸準備金等の種類別の明細書